



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

### 条例

- 大和高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例……………(企画法制課)……6
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課)……6
- 大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例……………(税務課)……8
- 大和高田市歯と口腔の健康づくり推進条例……………(健康増進課)……13
- 大和高田市立高田商業高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例(商業高校事務管理課)……15

### 告示

- 引取りのない自転車等の処分……………(生活安全課)……16
- 平成29年度大和高田市一般会計予算等の要領の公表……………(財政課)……16
- 公示送達……………(収納対策室)……43
- 公示送達……………(〃)……44
- 公示送達……………(〃)……44
- 市道路線認定に関する告示……………(土木管理課)……44
- 市道の区域の決定及び供用の開始に関する告示……………(〃)……45
- 市道路線廃止に関する告示……………(〃)……45
- 市道路線変更に関する告示……………(〃)……46
- 市道の区域の変更に関する告示……………(〃)……46
- 供用の開始に関する告示……………(〃)……46
- 市道の区域の変更及び供用の開始に関する告示……………(〃)……47
- 平成29年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧……………(税務課)……49
- 平成29年度固定資産の価格等の固定資産税課税台帳への登録……………(〃)……50

### 公告

- 農用地利用集積計画の縦覧……………(産業振興課)……50
- 自動車臨時運行許可番号標の無効……………(市民課)……50

### 教育委員会

- 教育委員会3月臨時委員会の招集……………(教育総務課)……50
- 教育委員会3月臨時委員会の招集……………(教育総務課)……50

### 農業委員会

- 農業委員会4月定例委員会の招集……………(農業委員会)……51

### 公営事業

- 上下水道料金等の収納事務の委託……………(水道総務課)……51

**公布された条例のあらまし****◇大和高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例**

## 1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用する条について所要の規定の整備を行うものです。

## 2 改正の内容

- (1) 引用する法律に第26条(第19条第8号の規定による特定個人情報の提供)が新設されたことに伴い、所要の整備を行います。(第2条関係)
- (2) 引用する法律の条ずれが生じたため、所要の整備を行います。(第26条関係)
- (3) 引用する法律において、第19条第8号(条例で定める独自利用事務の情報連携)が追加されたことに伴い、情報提供等記録の提出先への通知の規定に「条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を追加します。(第28条の2関係)

## 3 施行期日

平成29年5月30日

**◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例**

## 1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児を行う職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護を行う職員が介護のため1日の勤務時間の一部を勤務しないこととできるようにする等の所要の規定の整備を行うものです。

## 2 改正の内容

次に掲げる条例について所要の改正を行います。

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正(第1条関係)
  - ・育児休業等の対象となる子の範囲を見直します。(第8条の2関係)
  - ・介護のための所定外労働の免除義務の所要の改正を行います。(第8条の3関係)
  - ・その他所要の整備を行います。
- (2) 大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正(第2条関係)
  - ・育児休業をすることができない非常勤職員の条件を改めます。(第2条関係)
  - ・育児休業法第2条第1項の条例で定める者を規定します。(第2条の2関係)
  - ・育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情を規定します。(第3条関係)
  - ・育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別な事情を規定します。(第11条関係)
  - ・「介護時間」を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該介護時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものと規定します。(第20条関係)

## 3 施行期日

公布の日

◇大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

次に掲げる条例について所要の改正を行います。

(1) 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（第1条関係）

- ・個人住民税における住宅ローン減税措置について、適用期限を平成33年12月31日まで2年半延長します。（附則第7条の3の2関係）
- ・軽自動車税におけるグリーン化特例の延長を実施します。現行の特例措置について適用期限を1年間延長します。（附則第16条関係）

<現行>（H27.4.1～H28.3.31までに下記の対象の軽自動車を購入された方）

軽減率	対象車
75%軽減	電気自動車等
50%軽減	H32年度燃費基準+20%達成
25%軽減	H32年度燃費基準達成

<改正案>上記の特例がH28.4.1～H29.3.31購入分にも適用されます。

※現行の軽自動車税は、平成31年10月1日の環境性能割の創設に伴い、軽自動車税種別割に名称変更されます。

(2) 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（第2条関係）

- ・平成31年10月1日の消費税率（国・地方）10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止し、登録車及び軽自動車にそれぞれ環境性能割を創設します。新車・中古車を問わず対象となり、税率は、燃費基準値達成度等に応じて決定し、非課税、1%、2%、3%の4段階を基本とします。（※軽自動車の税率は、当分の間、2%を上限）（第34条及び第35条関係）

※ 税率を決定する燃費基準値達成等については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、2年ごとに見直しを行う予定をしています。

- ・軽自動車税環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行い、自動車税環境性能割については、税収の一定の割合を市町村へ交付する制度を設けます。（第9条、第74条から第75条の8まで及び附則第15条の3から第15条の7まで関係）

自家用

本則の税率（軽自動車）	適用税率（軽自動車）	対象車
非課税	非課税	電気自動車等
		H32燃費基準+10%達成
1.0%	1.0%	H32燃費基準達成
2.0%	2.0%	H27燃費基準+10%達成
3.0%	2.0%	上記以外の車

営業用

本則の税率（軽自動車）	適用税率（軽自動車）	対象車		
		対象車	排出ガス要件	燃費要件
非課税	非課税	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx 10%低減）		
		ディーゼルハイブリット車及びディーゼル車	H28規制適合	H27燃費基準+10%達成
			ポスト新長期規制NOx・PM 10%低減	H27燃費基準+10%達成
			ポスト新長期規制適合	H27燃費基準+15%達成
			H28規制適合	H27燃費基準+5%達成
			ポスト新長期規制NOx・PM 10%低減	H27燃費基準+5%達成
1.0%	0.5%	ポスト新長期規制適合	H27燃費基準+10%達成	
2.0%	2.0%	H28規制適合	H27燃費基準達成	
		H28規制適合	H27燃費基準達成	
		ポスト新長期規制NOx・PM	H27燃費基準達成	

			10%低減	
			ポスト新長期規制適合	H27燃費基準+5%達成
3.0%	2.0%	上記以外の車		

・現行の軽自動車税について、平成31年10月1日の環境性能割の導入に伴い、軽自動車税種別割に名称変更します。（第7条の2、第76条から第83条まで及び附則第16条関係）

・法人住民税法人税割の税率が引き下げられ、その分、国税である地方法人税の税率が引き上げられます。なお、この税率が適用されるのは平成31年10月1日以後の開始事業年度からです。これらの税率の変更はセットで行われ、トータルの税率には基本的には影響しません。（第21条関係）

	現行		改正案		増減
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率	
道府県民税法人税割	3.2%	4.2%	1.0%	2.0%	▼2.2%
市町村民税法人税割	9.7%	12.1%	6.0%	8.4%	▲3.7%
法人住民税法人税割計	12.9%	16.3%	7.0%	10.4%	▲5.9%
地方法人税	4.4%		10.3%		5.9%
合計	17.3%	20.7%	17.3%	20.7%	0.0%

・健康の維持増進や疾病の予防への取組として検診や予防接種などを受けている人が、平成29年1月1日～平成33年12月31日までの間に、スイッチOTC医薬品（※1）の購入費用が年間12,000円を超えた場合には、その購入費用（年間100,000円を限度）のうち12,000円を超える額を所得控除する特例を創設します。この特例は現行の医療費控除との併用はできません。（附則第6条関係）

(3) 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（第3条関係）

・軽自動車税について、平成31年10月1日環境性能割の導入に伴い、軽自動車税種別割に名称変更します。（附則第5条関係）

(4) 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（第4条関係）

・平成31年10月1日の消費税率（国・地方）10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止し、登録車及び軽自動車にそれぞれ環境性能割を創設します。（附則第6条関係）

3 施行期日

- 平成29年4月1日
- 平成30年1月1日
- 平成31年10月1日
- 公布の日

◇大和高田市歯と口腔の健康づくり推進条例【健康増進課】

1 理由

歯科口腔保健の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に係る基本理念を定め、その理念に即した基本的事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

2 内容

市民の歯と口腔の健康づくりの推進に係る基本理念を定め、その理念に即した基本的事項等を規定します。

3 施行期日

- 公布の日

◇大和高田市立高田商業高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)の施行以後、煩雑となっている事務処理の効率化を図るため、また、当該就学支援金の支給資格認定申請者等に対応する事務手続について明記するため、規定の内容を見直すものです。

## 2 改正の内容

- (1) 授業料の額を年額から月額を表示に変更します。(第2条関係)
- (2) 授業料を学期ごとの徴収から3月単位(全4期)の期別に改めます。(第2条及び第3条関係)
- (3) 在学期間中に住所の異動があった場合の判定に係るみなし規定を置きます。(第2条関係)
- (4) 期別ごとの納期限を明記し、また、中途者の授業料徴収についての規定を置きます。(第3条関係)
- (5) 授業料を前納することができるとする規定を置きます。(第3条関係)
- (6) 高等学校等就学支援金の受給資格の認定申請者及び保護者等の収入状況に関する事項の届出者に係る授業料の徴収猶予について明記します。(第3条関係)
- (7) 第2条の前の第2条及び第3条に係る共通見出しを削り、それぞれの条に見出しを付けます。(第2条及び第3条関係)

## 3 施行期日

平成29年4月1日

**条 例****条例第1号**

大和高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

大和高田市個人情報保護条例(平成13年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第26条第1項中「第28条」を「第29条」に改める。

第28条の2中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

**条例第2号**

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項各号列記以外の部分中「規則で定めるところ」を「規則の定めるところ」に、「子」を「子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)」に改め、同条第2項中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に、「規則で定めるところ」を「規則の定めるところ」に、「子」を「子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)」に、「日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。))」を「要介護者」に改める。

第8条の3第2項及び第3項中「規則で定めるところ」を「規則の定めるところ」に改め、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に、「あるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。))のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深

夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

（大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 大和高田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（イ）を次のように改める。

（イ） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第3号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「養育する子の1歳到達日」を「養育する子が1歳に達する日（以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。）」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「当該子が1歳6か月に達する日」を「当該子の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。第3条第1号を次のように改める。

（1） 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第20条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間等条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第3項中「が育児時間を承認されている」を「が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間を承認されている」を「当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 平成29年1月1日から同年3月31日までの間においては、第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第1項中「第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

### 条例第3号

大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(大和高田市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 大和高田市税賦課徴収条例(昭和26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第76条第2号アの項中「第76条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第76条第2号アの項中「第76条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第76条第2号アの項中「第76条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げ



る」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第76条第2号アの項中「第76条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第2条 大和高田市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第7条の2中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第9条中「第59条」の次に「、第75条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第90条第1項」を「第75条の6第1項の申告書、第90条第1項」に改める。

第21条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第74条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第74条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「ものであるときは」を「者である場合には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第74条の2を削る。

第75条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第75条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第75条の次に次の7条を加える

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第75条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第75条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第75条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3  
(環境性能割の徴収の方法)

第75条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第75条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第75条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第75条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第82条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第76条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

i 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

ii 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第77条（見出しを含む。）、第77条の3（見出しを含む。）及び第78条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第79条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「二輪」を「2輪」に、「規則で定める様式」を「施行規則第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「二輪」を「2輪」に、「規則で定める様式」を「施行規則第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第74条第2項」を「第75条第1項」に改める。

第80条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第74条第2項」を「第75条第1項」に改める。

第81条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第81条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第83条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第74条の2」を「第75条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第6条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第15条の2の次に次の6条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例）

第15条の3の2 市長は、当分の間、第75条の2の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割の納税義務を免除する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の4 市長は、当分の間、第75条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第15条の5 第75条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第15条の6 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の7 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第75条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第75条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア（イ）	3,900円	4,600円
第2号ア（ウ）i	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア（ウ）ii	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

（大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第76条及び新条例」を「大和高田市税賦課徴収条例第76条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第76条第2号ア（イ）	3,900円	3,100円
第76条第2号ア（ウ）i	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第76条第2号ア（ウ）ii	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第76条	大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成26年条例第14号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される第76条
附則第16条第1項の表第2号ア（イ）の項	第2号ア（イ）	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第76条第2号ア（イ）
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア（ウ）iの項	第2号ア（ウ）i	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第76条第2号ア（ウ）i
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア（ウ）iiの項	第2号ア（ウ）ii	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替え

		て適用される第76条第2号ア（ウ）ii
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

（大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項の表第9条第3号の項中「第90条第1項」を「第75条の6第1項の申告書、第90条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第1条中大和高田市税賦課徴収条例附則第7条の3の2第1項の改正規定 公布の日
- （2） 第2条中大和高田市税賦課徴収条例附則第6条の改正規定 平成30年1月1日
- （3） 第2条から第4条までの規定（前号の改正規定を除く。）並びに次条及び附則第4条の規定 平成31年10月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第2条の規定による改正後の大和高田市税賦課徴収条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第21条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の大和高田市税賦課徴収条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

条例第4号

大和高田市歯と口腔の健康づくり推進条例をここに公布する。

平成29年3月16日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市歯と口腔の健康づくり推進条例

（目的）

第1条 この条例は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進について基本理念を定め、市の責務並びに市民、保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者、事業者及び保険者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健医療関係者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療及び歯と口腔の健康に係る保健指導の業務に携わる者並びに医師、薬剤師、看護師、栄養士等をいう。
- (2) 福祉関係者 福祉に関する業務に係る機関、団体及び当該業務に従事する者をいう。
- (3) 教育関係者 教育に関する業務に係る機関、団体及び当該業務に従事する者をいう。
- (4) 事業者 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。
- (5) 保険者 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第2項に規定する保険者をいう。

(基本理念)

第3条 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 市民一人一人が歯と口腔の健康づくりの重要性を理解し、生涯を通じて自らこれに取り組むとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。
- (3) 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連施策との有機的な連携を図りつつ、本市の実情に応じた歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

(保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者の役割)

第5条 保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するよう努めるとともに、市が実施する市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する活動との連携及び協力に努めるものとする。

2 保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者は、市民の生活習慣の教育及び食育の推進に努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第6条 事業者は、市内の事業所において雇用する従業員の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、市内の被保険者の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に取り組み、必要に応じて歯科に係る検診及び歯科保健指導を適切に受診することにより、歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(基本的施策)

第8条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するための基本となる施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの年齢階層の特性に応じた歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (2) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに関係者との連絡体制の構築に関すること。
- (3) 障害者、介護を必要とする者等の歯と口腔の健康づくりの支援に関すること。

- (4) 歯と口腔の健康づくりの業務に携わる者の資質の向上に関する事。
- (5) 歯と口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民の歯と口腔の健康づくりの推進のために必要と認める施策の推進に関する事。

(いい歯の日及び歯と口腔の健康づくり推進週間)

第9条 市民の歯と口腔の健康づくりに関する関心と理解を深めるとともに、市民の歯と口腔の健康づくりへの取組が積極的に行われるようにするため、「いい歯の日」及び「歯と口腔の健康づくり推進週間」を定めるものとする。

2 「いい歯の日」は11月8日とし、「歯と口腔の健康づくり推進週間」は同日から同月14日までの期間とする。

(歯と口腔の健康づくりに関する計画)

第10条 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯と口腔の健康づくりに関する計画を定めるものとする。

(歯と口腔の健康づくりに関する実態把握)

第11条 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、定期的に市民の歯と口腔の健康づくりに関する実態の把握を行うものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第5号

大和高田市立高田商業高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市立高田商業高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市立高田商業高等学校授業料等徴収条例(昭和29年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条の前の見出しを「(授業料の額)」に改め、同条第1項中「授業料は」を「授業料の額は」に、「とおりとし、次条に定める学期ごとに当該学期分の授業料をそれぞれ徴収」を「各号に掲げる生徒の区分に応じ、当該各号に定めるとおりと」に改め、同項第1号中「年額 108,000円」を「月額 9,000円」に改め、同項第2号中「年額 118,800円」を「月額 9,900円」に改め、同条第2項中「学年の」及び「この条において」を削り、同項中「その者が当該学年中において現に在学した月数に応じて前項各号に規定する授業料の年額を月割計算した金額」を「当該入学等した月分の授業料を算入するもの」に改め、同条第3項中「就学日数が」を「入学等した日の属する月の日数が当該」に改め、同条に次の1項を追加する。

4 在学期間中に住所の異動があった場合は、当該異動があった日の属する月の翌月から市内の在住者又は市外の在住者となったものとみなす。

第3条を次のように改める。

(授業料の徴収)

第3条 前条第1項の授業料は年4期に分割し、次の表の左欄に掲げる月分を同年の同表右欄に掲げる日までに徴収するものとする。ただし、右欄に掲げる日が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日を納期限とみなす。

期 別	納 期 限
-----	-------

第1期（4月分から6月分まで）	4月30日
第2期（7月分から9月分まで）	7月31日
第3期（10月分から12月分まで）	10月31日
第4期（1月分から3月分まで）	1月31日

- 2 授業料は、前納することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、中途者の授業料は、市長が定める期日までに納付しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、生徒が高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第4条の規定により高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の受給資格の認定を申請し、又は法第17条の規定により保護者等の収入の状況に関する事項を届け出たときは、その結果についての通知を受けるまでの間、当該生徒に係る授業料の徴収を猶予することができる。この場合において、就学支援金を受給できない旨の通知を受けた生徒は、市長が定める期日までに当該猶予を受けた授業料を納付しなければならない。
- 第8条を削り、第9条を第8条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大和高田市立高田商業高等学校授業料等徴収条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の年度の授業料について適用し、施行日前の年度の授業料については、なお従前の例による。

## 告 示

### 告示第22号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成29年3月15日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日を経過したにもかかわらず、引取りがないため

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成29年7月3日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成28年12月1日から平成28年12月31日までの間

### 告示第23号

平成29年3月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

平成29年3月16日



大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 平成29年度大和高田市一般会計予算
- 2 平成29年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 平成29年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算
- 4 平成29年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計予算
- 5 平成29年度大和高田市駐車場事業特別会計予算
- 6 平成29年度大和高田市介護保険事業特別会計予算
- 7 平成29年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 8 平成29年度大和高田市水道事業会計予算
- 9 平成29年度大和高田市下水道事業会計予算
- 10 平成29年度大和高田市病院事業会計予算
- 11 平成28年度大和高田市一般会計補正予算(第6号)
- 12 平成28年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 13 平成28年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第2号)
- 14 平成28年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 15 平成28年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 16 平成28年度大和高田市病院事業会計補正予算(第2号)

平成29年度大和高田市一般会計予算

平成29年度大和高田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,500,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 市税		6,519,000
	1. 市民税	2,996,000
	2. 固定資産税	2,636,000
	3. 軽自動車税	138,000
	4. たばこ税	360,000
	5. 都市計画税	389,000
2. 地方譲与税		115,000
	1. 地方揮発油譲与税	38,000
	2. 自動車重量譲与税	77,000
3. 利子割交付金		12,000
	1. 利子割交付金	12,000
4. 配当割交付金		58,000
	1. 配当割交付金	58,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		30,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	30,000
6. 地方消費税交付金		923,000
	1. 地方消費税交付金	923,000
7. 自動車取得税交付金		36,000
	1. 自動車取得税交付金	36,000
8. 地方特例交付金		32,000
	1. 地方特例交付金	32,000
9. 地方交付税		6,930,000
	1. 地方交付税	6,930,000
10. 交通安全対策特別交付金		9,000
	1. 交通安全対策特別交付金	9,000
11. 分担金及び負担金		321,798

(歳入)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額
	1. 分担金	3,000
	2. 負担金	318,798
12. 使用料及び手数料		873,979
	1. 使用料	574,293
	2. 手数料	299,686
13. 国庫支出金		4,154,691
	1. 国庫負担金	3,881,793
	2. 国庫補助金	248,918
	3. 国庫委託金	23,980
14. 県支出金		1,485,621
	1. 県負担金	1,104,348
	2. 県補助金	286,912
	3. 県委託金	94,361
15. 財産収入		261,944
	1. 財産運用収入	25,943
	2. 財産売却収入	236,001
16. 寄附金		1
	1. 寄附金	1
17. 繰入金		1
	1. 基金繰入金	1
18. 繰越金		100,000
	1. 繰越金	100,000
19. 諸収入		227,465
	1. 延滞金加算金及び過料	10,000
	2. 市預金利子	2,000
	3. 貸付金元利収入	2,670

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
	4. 雑入	212,795
20. 市債		1,410,500
	1. 市債	1,410,500
歳 入 合 計		23,500,000

(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
1. 議会費		235,685
	1. 議会費	235,685
2. 総務費		2,086,458
	1. 総務管理費	1,604,271
	2. 徴税費	307,408
	3. 戸籍住民基本台帳費	105,138
	4. 選挙費	27,951
	5. 統計調査費	12,747
	6. 監査委員費	28,943
3. 民生費		10,563,169
	1. 社会福祉費	4,881,539
	2. 児童福祉費	2,998,234
	3. 生活保護費	2,683,092
	4. 災害救助費	304
4. 衛生費		2,888,861
	1. 保健衛生費	1,035,871
	2. 清掃費	1,852,990
5. 労働費		21,206
	1. 労働諸費	21,206
6. 農林水産業費		130,976
	1. 農業費	130,976
7. 商工費		100,097
	1. 商工費	100,097
8. 土木費		1,714,382
	1. 土木管理費	122,991
	2. 道路橋りょう費	168,184

(歳出)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額
	3. 河川費	91,101
	4. 都市計画費	1,146,059
	5. 住宅費	186,047
9. 消防費		815,445
	1. 消防費	815,445
10. 教育費		2,443,577
	1. 教育総務費	428,588
	2. 小学校費	271,970
	3. 中学校費	197,988
	4. 高等学校費	401,602
	5. 幼稚園費	204,404
	6. 社会教育費	420,803
	7. 保健体育費	518,222
11. 災害復旧費		4
	1. 公共土木施設災害復旧費	4
12. 公債費		2,480,140
	1. 公債費	2,480,140
13. 予備費		20,000
	1. 予備費	20,000
歳 出 合 計		23,500,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
大和高田市土地開発公社の金融機関からの融資に対する債務保証	平成29年度以降事業満了まで	借入金10,000,000千円とこれに対する利子の合計額
公共建物清掃業務	平成31年5月末まで	40,055千円
本庁舎宿直業務	平成31年5月末まで	15,424千円
市民交流センター総合管理等業務	平成32年6月末まで	95,503千円
教育用パソコン等借上料(高等学校)	平成34年8月末まで	45,682千円
文化会館総合管理等業務	平成32年6月末まで	115,384千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全対策事業	千円 7,200	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
保育所整備事業	9,300	〃	〃	〃
保健センター整備事業	29,200	〃	〃	〃
清掃運搬施設等整備事業	19,500	〃	〃	〃
一般廃棄物処理事業 (ごみ処理施設)	63,100	〃	〃	〃
耕地事業	7,900	〃	〃	〃
河川応急対策事業	4,100	〃	〃	〃
借換債 (本郷大中線街路事業)	400	〃	〃	〃
借換債 (大和高田当麻線街路事業)	1,300	〃	〃	〃
借換債 (耕地事業)	300	〃	〃	〃



起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
橋りょう整備事業	千円 14,100	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
道路整備事業	7,200	〃	〃	〃
河川改良事業	39,600	〃	〃	〃
本郷大中線街路事業	50,200	〃	〃	〃
大和高田当麻線街路事業	53,300	〃	〃	〃
総合公園整備事業	4,500	〃	〃	〃
緑化公園整備事業	13,500	〃	〃	〃
借換債 (総合公園整備事業)	2,900	〃	〃	〃
市営住宅整備事業	19,300	〃	〃	〃
借換債 (市営住宅整備事業)	600	〃	〃	〃

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中学校大規模改造事業	千円 7,500	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
中学校体育館増改築事業	7,600	〃	〃	〃
高等学校大規模改造事業	24,000	〃	〃	〃
臨時財政対策債	872,000	〃	〃	〃
借換債 (臨時財政対策債)	151,900	〃	〃	〃
計	1,410,500			

平成29年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算

平成29年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,632,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した各項(審査費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 国民健康保険税		1,500,489
	1. 国民健康保険税	1,500,489
2. 使用料及び手数料		539
	1. 手数料	539
3. 国庫支出金		2,629,219
	1. 国庫負担金	1,553,962
	2. 国庫補助金	1,075,257
4. 療養給付費等交付金		242,216
	1. 療養給付費等交付金	242,216
5. 前期高齢者交付金		1,986,097
	1. 前期高齢者交付金	1,986,097
6. 県支出金		505,864
	1. 県負担金	82,021
	2. 県補助金	423,843
7. 共同事業交付金		2,122,129
	1. 共同事業交付金	2,122,129
8. 財産収入		11
	1. 財産運用収入	11
9. 繰入金		627,098
	1. 一般会計繰入金	627,097
	2. 基金繰入金	1
11. 諸収入		19,138
	1. 延滞金加算金及び過料	6,023
	2. 市預金利子	1
	3. 療養費等指定公費返還金	600
	4. 雑入	12,514

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
歳入合計		9,632,800

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		103,770
	1. 総務管理費	85,712
	2. 徴税費	17,608
	3. 運営協議会費	450
2. 保険給付費		5,923,472
	1. 療養諸費	5,084,853
	2. 高額療養費	797,000
	3. 出産育児諸費	37,819
	4. 葬祭諸費	3,600
	5. 移送費	200
3. 後期高齢者支援金等		968,219
	1. 後期高齢者支援金等	968,219
4. 前期高齢者納付金等		3,526
	1. 前期高齢者納付金等	3,526
5. 介護納付金		397,416
	1. 介護納付金	397,416
6. 共同事業拠出金		2,122,134
	1. 共同事業拠出金	2,122,134
7. 保健事業費		98,032
	1. 特定健康診査等事業費	89,198
	2. 保健事業費	8,834
8. 基金積立金		11
	1. 基金積立金	11
9. 公債費		6,130
	1. 公債費	6,130
10. 諸支出金		9,590

(歳出)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額
	1. 償還金及び還付加算金	7,600
	2. 繰出金	390
	3. 療養費等指定公費立替金負担金	600
	4. 旧老人保健拠出金	1,000
11. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳 出 合 計		9,632,800

平成29年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算

平成29年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ130,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 診療収入		111,850
	1. 外来収入	107,150
	2. その他検査等収入	4,700
2. 使用料及び手数料		10,517
	1. 使用料	144
	2. 手数料	10,373
3. 財産収入		4
	1. 財産運用収入	4
4. 繰入金		391
	1. 基金繰入金	1
	2. 特別会計繰入金	390
5. 繰越金		7,508
	1. 繰越金	7,508
6. 諸収入		30
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	29
国庫支出金		0
	国庫補助金	0
歳入合計		130,300

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		62,702
	1. 施設管理費	62,463
	2. 研究研修費	239
2. 医業費		67,077
	1. 医業費	67,077
3. 基金積立金		4
	1. 基金積立金	4
4. 公債費		17
	1. 公債費	17
5. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳 出 合 計		130,300

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
受付・料金計算業務委託料	平成32年3月末 まで	13,781千円

平成29年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計予算

平成29年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 諸収入		18,100
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	18,099
歳入合計		18,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 住宅新築資金等貸付事業費		5
	1. 運用管理費	5
2. 公債費		18,095
	1. 公債費	18,095
歳出合計		18,100

平成29年度大和高田市駐車場事業特別会計予算

平成29年度大和高田市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、360,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 使用料及び手数料		19,998
	1. 使用料	19,998
2. 諸収入		2
	1. 市預金利子	2
歳入合計		20,000



(歳出)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 駐車場費		17,972
	1. 駐車場費	17,972
2. 公債費		1,928
	1. 公債費	1,928
4. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳 出 合 計		20,000

平成29年度大和高田市介護保険事業特別会計予算

平成29年度大和高田市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,323,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000千円と定める。

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 保険料		1,286,850
	1. 介護保険料	1,286,850
2. 使用料及び手数料		12
	1. 手数料	12
3. 国庫支出金		1,483,403
	1. 国庫負担金	1,050,750
	2. 国庫補助金	432,653
4. 支払基金交付金		1,686,689
	1. 支払基金交付金	1,686,689
5. 県支出金		899,128
	1. 県負担金	855,540
	2. 県補助金	43,588
6. 財産収入		7
	1. 財産運用収入	7
7. 繰入金		951,119
	1. 一般会計繰入金	929,224
	2. 基金繰入金	21,895
9. 諸収入		15,792
	1. 延滞金加算金及び過料	10
	2. 市預金利子	60
	3. 雑入	15,722
歳入合計		6,323,000

(歳出) (単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		125,598
	1. 総務管理費	75,785
	2. 徴収費	3,760
	3. 介護認定審査会費	45,586
	4. 介護保険運営協議会費	467
2. 保険給付費		5,865,511
	1. 給付諸費	5,865,511
3. 地域支援事業費		304,739
	1. 介護予防・生活支援総合事業費	174,619
	2. 包括的支援事業・任意事業費	130,120
	介護予防事業費	0
5. 基金積立金		24,612
	1. 基金積立金	24,612
6. 公債費		184
	1. 公債費	184
7. 諸支出金		2,356
	1. 償還金及び還付加算金	2,356
歳 出 合 計		6,323,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護認定支援システム機器借上料	平成34年9月末まで	4,505千円

平成29年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算

平成29年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ765,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 後期高齢者医療保険料		508,177
	1. 後期高齢者医療保険料	508,177
2. 使用料及び手数料		36
	2. 手数料	36
3. 繰入金		244,036
	1. 一般会計繰入金	244,036
5. 諸収入		13,151
	1. 市預金利子	20
	2. 雑入	13,129
	3. 延滞金加算金及び過料	2
歳 入 合 計		765,400

(歳出)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		38,482
	1. 総務管理費	37,194
	2. 徴収費	1,288
2. 後期高齢者医療広域連合負担金		713,635
	1. 後期高齢者医療広域連合負担金	713,635
3. 保健事業費		11,629
	1. 保健事業費	11,629
4. 公債費		54
	1. 公債費	54
5. 諸支出金		1,500
	1. 償還金及び還付加算金	1,500
6. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳 出 合 計		765,400

平成29年度大和高田市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度大和高田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 総配水量	7,100,000m <sup>3</sup>
(うち県営水道からの受水量)	7,100,000m <sup>3</sup>
(2) 一日平均配水量	19,452m <sup>3</sup>
(3) 平均給水件数	30,846件
(4) 主要な建設改良事業	
イ. 配水管布設、布設替及び移設工事	460,877千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	水道事業収益	1,910,406千円
第1項	営業収益	1,817,098千円
第2項	営業外収益	93,233千円
第3項	特別利益	75千円

支 出

第1款	水道事業費用	1,730,494千円
第1項	営業費用	1,660,750千円
第2項	営業外費用	66,744千円
第3項	特別損失	1,000千円
第4項	予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額377,754千円は当年度分損益勘定留保資金292,238千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額24,105千円、建設改良積立金61,411千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第1款	資	本	的	
				336,162千円
	第1項	企	業	142,000千円
	第3項	負	担	194,162千円
		支	出	
第1款	資	本	的	
				713,916千円
	第1項	建	設	537,817千円
	第2項	企	業	174,099千円
	第6項	予	備	2,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎清掃委託	平成30年度から 契約期限到来の日まで	契約に定める額
水道事業会計 システム用機器賃借	平成30年度から 契約期限到来の日まで	契約に定める額

## (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業債	142,000千円	証書借入	3.0% 以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

## (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

## (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 169,425千円
- (2) 交際費 20千円

## (たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,195千円と定める。

## 平成29年度大和高田市下水道事業会計予算

## (総則)

第1条 平成29年度大和高田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

## (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	11,911戸
(2) 年間総排水量	3,043,039 m <sup>3</sup>
(3) 主要な建設改良事業	管路建設費等
	1,276,855千円

## (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 下水道事業収益		1,349,912千円
第1項 営業収益		391,848千円
第2項 営業外収益		958,064千円

	支 出	
第1款 下水道事業費用		1,303,996千円
第1項 営業費用		1,026,093千円
第2項 営業外費用		271,932千円
第3項 特別損失		5,771千円
第4項 予備費		200千円

## (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額207,108千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額30,381千円、当年度損益勘定留保敷金150,293千円、当年度利益剰余金予定処分額26,434千円で補てんするものとする)。

	収 入	
第1款 資本的収入		2,174,946千円
第1項 企業債		1,493,913千円
第2項 他会計補助金		317,533千円



第3項 国庫補助金	360,000 千円
第4項 長期貸付金償還金	3,500 千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,382,054 千円
第1項 建設改良費	1,276,855 千円
第2項 企業債償還金	1,101,499 千円
第3項 長期貸付金	3,500 千円
第4項 予備費	200 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ88,357千円及び63,256千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	915,713 千円	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	3.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入る場合に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につい ては、その融資条件に より、銀行その他の 場合には、その債権 者と協定するもの による。 ただし、企業財政の 都合により据置期 間及び償還期間を 短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に 借換することがで きる。
資本費平準化債	578,200 千円			
計	1,493,913 千円			

## 平成29年度大和高田市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度大和高田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 病床数					320床
(2) 年間入院患者数及び外来患者数	入院患者数	93,090人	外来患者数		215,940人
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数	入院患者数	255人	外来患者数		885人
(4) 主要な建設改良事業			設備改良費		1千円
			設備新設費		1千円
			固定資産購入費		128,431千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

第1款 病院事業収益					7,442,439千円
第1項	医業収益				7,085,782千円
第2項	医業外収益				351,655千円
第3項	特別利益				5,002千円

### 支 出

第1款 病院事業費用					7,427,099千円
第1項	医業費用				7,153,278千円
第2項	医業外費用				245,219千円
第3項	特別損失				27,602千円
第4項	予備費				1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額486,122千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

### 収 入

第1款 資本的収入					346,242千円
第1項	企業債				123,000千円
第2項	補助金				3,240千円
第3項	負担金				220,000千円
第4項	固定資産売却代				1千円
第5項	寄附金				1千円

支 出

第1款	資本的支出	832,364千円
第1項	建設改良費	136,250千円
第2項	企業債償還金	695,614千円
第3項	予備費	500千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
病院事業に係る賃借	平成30年度から契約期限到来の日まで	契約に定める額
病院事業に係る委託	平成30年度から契約期限到来の日まで	契約に定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還方法
病院医療器械整備事業	123,000千円	証書借入	3.0%以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は3,000,000千円に定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1. 収益的支出における各項間の流用
2. 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |          |             |
|----------|-------------|
| 1. 職員給与費 | 4,163,990千円 |
| 2. 交際費   | 400千円       |

(他会計からの補助金)

第10条 地方公営企業法第17条の2第1項の規定により一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は540,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、838,208千円と定める。

告示第24号

平成28年度国民健康保険税第5期及び第6期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を

受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年3月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

第5期 平成28年12月21日

第6期 平成29年1月26日

2 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

---

### 告示第25号

平成28年度市県民税第4期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年3月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成29年1月30日

2 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

---

### 告示第26号

差押調書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年3月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成29年3月27日

2 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

---

### 告示第27号

市道路線認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。  
その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1530	高530号線	中三倉堂二丁目695番2先	
		中三倉堂二丁目693番14先	
3161	陵161号線	大字市場755番11先	
		大字市場759番1先	
4124	天124号線	大字奥田468番13先	
		大字奥田468番17先	
4125	天125号線	大字出地内葛城川右岸河川堤防先	
		大字勝目地内葛城川右岸河川堤防先	
4126	天126号線	大字出141番先	
		大字出136番先	
4127	天127号線	大字出311番先	
		大字出319番先	

告示第28号

市道の区域の決定及び供用の開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び第2項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定し、供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1. 道路の種類 市道
- 2. 路線名その他

路線名	区 間	幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高530号線	中三倉堂二丁目695番2先から 中三倉堂二丁目693番14先まで	6.0~8.0	68.9	
陵161号線	大字市場755番11先から 大字市場759番1先まで	6.1~8.2	60.3	
天124号線	大字奥田468番13先から 大字奥田468番17先まで	6.0~8.0	38.7	
天125号線	大字出地内葛城川右岸河川堤防先から 大字勝目地内葛城川右岸河川堤防先まで	2.3~5.9	183.2	
天126号線	大字出141番先から 大字出136番先まで	1.6~3.5	97.3	
天127号線	大字出311番先から 大字出319番先まで	2.2~2.8	84.4	

- 3. 供用開始の期日 平成29年3月28日

告示第29号

市道路線廃止に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を廃止する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1132	高132号線	大字今里川合方98番1先	
		大字松塚地内葛城川右岸堤防敷地先	
4010	天10号線	大字出311番先	
		大字出136番先	
4011	天11号線	大字出315番1先	
		大字出312番1先	
3064	陵64号線	大字野口18番1先	
		大字野口2番3先	

**告示第30号**

市道路線変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、市道の路線を変更する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

整理番号	旧新別	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
1209	旧	高209号線	大和高田市甘田町688番1先 大和高田市中三倉堂二丁目791番先	
	新		大和高田市甘田町688番9先 大和高田市甘田町663番6先	
4002	旧	天2号線	大和高田市大字勝目125番1先 大和高田市大字秋吉162番先	
	新		大和高田市大字出164番1先 大和高田市大字秋吉162番先	

**告示第31号**

市道の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域の変更を次のように決定する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

路線名	変更の区間	変更前の幅員(m)	変更前の延長(m)
		変更後の幅員(m)	変更後の延長(m)
高209号線	大和高田市甘田町688番1先から 大和高田市中三倉堂二丁目791番先まで	0.5~4.0	291.3
		2.0~4.2	243.1
天2号線	大和高田市大字勝目125番1先から 大和高田市大字秋吉162番先まで	2.5~7.7	1347.1
		3.5~7.7	788.4

**告示第32号**

供用の開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を開始する。  
その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
高209号線	大和高田市甘田町688番9先から 大和高田市甘田町663番6先まで	平成29年3月28日
天2号線	大和高田市大字出164番1先から 大和高田市大字秋吉162番先まで	平成29年3月28日

告示第33号

市道の区域の変更及び供用の開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 道路の種類 市道
2. 路線名その他

路線名	区 間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備 考
高23号線	神楽二丁目393番2先から 神楽二丁目381番12先まで	前	2.2～ 3.4	30.9	面積増
		後	4.5～ 4.9	30.9	
高25号線	神楽二丁目382番先から 神楽二丁目381番1番先まで	前	2.0～ 2.8	82.6	"
		後	4.4～ 5.2	81.6	
高28号線	日之出東本町1275番11先から 神楽三丁目350番1先まで	前	3.5～ 5.6	107.9	面積減
		後	3.6～ 4.4	107.9	
高60号線	大字松塚493番先から 大字松塚513番先まで	前	4.2～ 4.3	141.0	面積増
		後	4.7～ 4.8	141.0	
高66号線	三和町322番3先から 三和町328番1先まで	前	6.4～ 7.7	21.7	"
		後	6.1～ 12.0	21.7	
高108号線	本郷町321番2先から 本郷町324番9先まで	前	6.9～ 13.4	85.9	"
		後	12.0～ 13.8	82.0	
高112号線	本郷町321番2先から 本郷町313番9先まで	前	4.8～ 5.3	19.1	面積増
		後	5.3～	17.0	

			10.1		
高184号線	甘田町661番8先から 甘田町656番59先まで	前	4.9~ 5.0	10.2	面積減
		後	4.0~ 4.0	10.2	
高185号線	本郷町235番2先から 本郷町324番9先まで	前	4.1~ 9.0	26.3	面積増
		後	4.1~ 9.3	26.3	
高201号線	中三倉堂一丁目587番先から 中三倉堂二丁目663番2先まで	前	3.1~ 3.6	82.6	"
		後	3.8~ 4.1	82.6	
高204号線	蔵之宮町204番1先から 蔵之宮町214番7先まで	前	2.2~ 3.3	77.7	"
		後	2.8~ 3.8	77.7	
高218号線	大字田井167番5先から 大字田井117番1先まで	前	5.1~ 5.4	72.5	"
		後	6.1~ 6.2	72.5	
高227号線	曾大根一丁目29番17先から 曾大根一丁目31番先まで	前	5.0~ 5.2	160.7	面積増
		後	5.9~ 6.3	160.7	
高239号線	大字曾大根156番1先から 大字曾大根158番2先まで	前	7.5~ 8.3	36.3	"
		後	9.0~ 11.1	36.3	
高243号線	幸町3番2先から 高砂町144番1先まで	前	11.3~ 17.1	129.0	面積減
		後	9.1~ 9.7	129.0	
高247号線	高砂町167番1先から 高砂町168番1先まで	前	5.4~ 5.4	115.4	"
		後	4.5~ 4.5	115.4	
高431号線	中三倉堂二丁目695番2先から 田井新町338番2先まで	前	4.7~ 5.3	24.5	面積増
		後	5.1~ 5.8	24.5	
陵1号線	大字大谷299番2先から 大字大谷316番先まで	前	4.4~ 4.4	38.6	"
		後	4.4~ 4.6	38.6	
陵7号線	大字大谷274番先から 大字大谷229番先まで	前	4.1~ 4.7	47.6	"
		後	4.3~ 4.9	47.6	
陵10号線	大字大谷230番先から 大字大谷274番先まで	前	2.0~ 2.1	32.9	"



		後	4.0~ 4.0	32.9	
陵27号線	大字池田112番1先から 大字池田215番1先まで	前	4.2~ 11.5	4.1	面積増
		後	5.2~ 12.6	4.1	
陵60号線	大字池田118番1先から 大字池田112番1先まで	前	6.0~ 6.0	9.0	"
		後	7.1~ 7.1	9.0	
陵79号線	大字市場511番2先から 大字市場504番6先まで	前	4.2~ 5.6	117.4	"
		後	4.8~ 6.5	117.4	
陵85号線	大字市場755番11先から 大字市場745番先まで	前	4.4~ 4.4	19.4	"
		後	4.6~ 4.9	19.4	
陵93号線	大字大谷758番11先から 大字大谷758番62先まで	前	16.2~ 24.8	11.1	面積減
		後	16.2~ 20.6	7.6	
天20号線	大字秋吉194番先から 大字西坊城315番3先まで	前	2.7~ 4.1	151.2	面積増
		後	3.2~ 4.2	151.2	
天29号線	大字秋吉72番1先から 大字秋吉73番4先まで	前	3.6~ 3.6	49.5	"
		後	4.2~ 4.2	49.5	
天56号線	大字吉井80番3先から 大字吉井118番1先まで	前	4.0~ 4.1	220.3	"
		後	4.7~ 5.1	220.3	
天69号線	大字奥田41番3先から 大字奥田487番1先まで	前	4.8~ 5.0	38.7	"
		後	5.0~ 5.1	38.7	
天69号線	大字吉井118番1先から 大字吉井131番1先まで	前	3.2~ 3.2	11.0	"
		後	4.1~ 4.1	11.0	

3. 供用開始の期日 平成29年3月28日

**告示第38号**

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第3項の規定により、本市における平成29年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所及び期間を次のとおり告示します。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1. 縦覧場所 大和高田市役所税務課
- 2. 縦覧期間 平成29年4月1日から平成29年5月1日までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

**告示第58号**

地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第1項の規定により、本市における平成29年度固定資産の価格等の全てを固定資産税課税台帳に登録しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成29年4月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

**公 告**

**公告第6号の2**

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成29年3月9日

大和高田市長 吉田 誠 克

**公告第7号**

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則(昭和57年規則第21号)の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標を無効としたので公告します。

平成29年3月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 臨時運行許可番号標番号

33-95

**教育委員会**

**教育委員会告示第6号**

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を下記のとおり招集する。

平成29年3月15日

大和高田市教育委員会  
教育長 早川 博

記

- 日 時 平成29年3月17日(金) 午後3時
- 場 所 大和高田市役所別棟2階教育長室
- 議 案 第1号 教職員人事について
- 第2号 その他

**教育委員会告示第7号**

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を下記のとおり招集する。

平成29年3月24日

大和高田市教育委員会

教育長 早川 博

記

日時 平成29年3月28日（火）午前9時

場所 大和高田市役所別棟2階教育長室

議案 第1号 市職員人事について

第2号 その他

### 農業委員会

#### 農業委員会告示第3号

大和高田市農業委員会4月定例委員会を次のとおり招集する。

平成29年3月27日

大和高田市農業委員会

会長 松田 榮 義

日時 平成29年4月7日（金）午後3時

場所 市役所3階東会議室

議案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件

第2号 農地法第4条規定による申請の件

第3号 農地法第5条規定による申請の件

第4号 農地法第18条第6項について通知の件

第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用配分計画について

第7号 その他

### 公営企業

#### 水道事業告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、上下水道料金等の収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示します

平成29年4月1日

上下水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 受託者の氏名

・株式会社 タカダ 奈良営業所

・弁護士法人 館野法律事務所

2. 委任期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで